

千葉県入札監視委員会平成23年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成24年2月6日(月)千葉県自治会館第1・2会議室	
委員	小野 理恵(千葉県大学法経学部准教授) ○ 服部 岑生(千葉県大学名誉教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 丸山 英氣(弁護士) 柳 久之(社団法人日本経営協会) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成23年4月1日～平成23年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に25件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に9件(10者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産業課建設業・契約室)

TEL 043-223-3116

別 紙

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 審議事案一覧の中で簡素化の対象となった28件の入札者数を教えて下さい。</p> <p>○ 全て、12者応札したということですか。</p> <p>○ 震災の影響により、他県では入札不調が多いと聞いているが、千葉県ではどうでしょうか。</p> <p>○ 件数はわかりますか。</p> <p>○ 指名停止の関係ですが、5番と9番が契約解除となっている。 指名停止期間の違いを説明して下さい。</p>	<p>○ 指名競争入札については、1千万円以上は12者となっております。</p> <p>○ 個々の案件については、確認しなければわかりませんが、基本的には12者参加しています。</p> <p>○ 上半期については、辞退による不調はほとんどありません。 下半期になると、市町村を含め災害復旧工事が多く発注されており、特に、建築関係で不調が見受けられます。</p> <p>○ 平成22年度は1年間で18件、平成23年度は、1月末現在で18件となっています。特に、建築関係のBランクの業者での辞退が目立つ傾向があります。</p> <p>○ 9番は、落札者として決定したが配置する技術者がいない、という理由で契約を辞退したため、3カ月となりました。 5番は、契約した後に仮差し押さえを受け下請けへの支払いが困難となった、という理由で契約後の解除で6カ月となりました。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【第二北総～成田線北千葉道路1号橋φ600mm送水管添架工事】</p> <p>○ 低入札価格調査実施フロー図の左上に、平成23年4月1日以降と記載されているが、それ以前と以降で手続きが変わったということか。</p> <p>○ 耐震性を考え新しい管を布設することとしたとの説明があったが、前後の区間の耐震性はどうか。</p> <p>○ 資格要件を満たす者が入札参加資格者の中で何者あり、結果6者の参加となったのか。</p> <p>○ 技術評価点では、A者は107点、B者は120点となっており10点以上の差がある。評価値では、技術評価点が最低のA者が一番高くなっている。 評価そのものが技術的な効果を持っていないのではないかと心配している。 技術評価点が最低の者が総合評価の結果1位になるという仕組みに課題があると思うがいかがでしょうか。</p>	<p>○ 4月1日以降の変更点は、低入札調査報告書が提出できない場合、調査報告書に代わる届出の手続きを新たに設けました。この事案の場合は、調査報告書が提出されたため、手続きに変更はありません。</p> <p>○ 全区間耐震性を持たせた管を布設しています。</p> <p>○ 鋼構造物A等級は239者、うち県内業者は16者です。</p> <p>○ 本事案は、総合評価の特別簡易型で行っています。県内業者も参加可能なため特別簡易型となっており、県内工事の実績を考慮することとなるので、実績のある会社は有利になります。 総合評価方式ガイドラインでは、特別簡易型においても、評価項目として施工計画はありますが、平成21年度からの公共工事の早期発注の取り組みのため、施工計画を暫定的に廃止しています。今後、状況によっては、特別簡易型でも施工計画の評価を加算点として加えることも考えたいと思います。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 評価値算出表に調査基準価格と価格失格判定基準とあるが、特に、価格失格判定基準についてどういうものであるか教えてください。</p> <p>○ それは、調査基準価格と認識していたが違うのか。</p> <p>○ 価格失格判定基準を下回れば失格ということはあるが、失格判定基準以上調査基準価格以下というところは、どう処理がなされるのか。</p> <p>○ 今回、C者は、低入札価格調査の対象となったのか。</p>	<p>○ 価格失格判定基準は、この金額を下回ると失格となる金額です。</p> <p>○ 価格失格判定基準は、設計金額に対して、直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の金額を積み上げた金額です。 調査基準価格は、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の金額を積み上げた金額です。</p> <p>○ まさにその間が、低入札価格調査の対象となります。</p> <p>○ 評価値の順位が、第1順位者がA者、第2順位者が調査基準価格を上回ったB者、第3順位者がC者となりました。C者は、入札価格では低入札価格調査の対象ですが、今回は、第1順位者のA者が無効になり、第2順位者のB者が落札者となり、ここで決まったため第3順位者のC者は調査しておりません。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 審議事案概要の低入札価格調査実施案件一覧表の6番ですが、入札参加予定者数が6者、低価格入札者数が1者、無効入札者数が1者となっている。この1者は、A者のことと解釈してよいか。</p> <p>○ この場合には、C者は、一覧表には件数として現れていないということによいか。一覧表の低価格入札者数の数字は調査の対象となった入札者数であり、実際の低価格入札者はこれ以上あったということによいか。</p>	<p>○ 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る価格の場合は、低入札価格調査を実施します。第1順位者について調査した結果、失格又は無効にならない場合は落札者となり、失格又は無効となればその次の第2順位者に調査対象が移ります。</p> <p>本事案では、第1順位者のA者が低入札価格調査を受けることとなりますが、調査は2段階に分かれております。まず、第1段階で価格失格判定基準を適用します。この価格より低い価格であった場合には、直ちに失格と判定します。この価格失格判定基準より高い価格の場合には、低入札価格調査報告書の提出を求め、提出された場合は、発注者側で審査を行ったうえで、内容について事情聴取を行うこととなります。A者は報告書を提出しましたが、書類が作成要領に従って作成されていなかったため無効となりました。</p> <p>第2順位者のB者の入札価格は、調査基準価格よりも高い価格であるので、調査を受けることなく落札者となりました。</p> <p>質問のありました、一覧表の低価格入札者数1者、無効入札者数1者というのはA者のことです。</p> <p>○ その通りです。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 一覧表の低価格入札者数の数字の合計が実際の低価格入札者の合計になると把握していたが、順位が下のほうであれば、ここの数に上がってこない入札者があるということか。</p> <p>○ 失格入札者数というのは、報告書を出さなかった業者だけか。</p> <p>○ A者は、無効入札者数に入っているのか。</p> <p>○ 低入札が契約に至らない理由として、これまで、報告書の作成が負担になっているという説明を受けていたが、一覧表では、失格入札者数が30者、無効入札者数が10数者となっている。低入札が契約に至らない原因は、報告書の作成が大変だからではなく他の理由があるのではないかと思った。</p>	<p>○ その通りです。</p> <p>○ 失格入札者については、2通りあります。1つ目は、入札価格が極端に低く、価格失格判定基準を下回る価格の入札は、価格失格判定基準で失格となります。2つ目は、調査基準価格より低い価格で入札し低入札価格調査の対象となり、調査報告書を提出し、形式的な書類の不備がなく実態の審査を行った結果、例えば下請け業者の見積価格を下回る工事計画を立てているなどが判明した場合には失格となります。</p> <p>○ A者は、無効入札者数に入っています。低入札価格調査の対象となり、価格失格判定基準はクリアし、低入札価格調査報告書を提出したが、形式的な書類の不備があったため無効としています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 低入札価格調査の処理については複雑であり整理をする時間がほしいので、次の事案に進むこととし、説明者の方にも説明の工夫をお願いしたい。</p> <p>○ 低入札価格調査の事情聴取結果について、積算内訳書に下請け見積額を下回る積算額が計上されていることについて認めているが、承知して出している理由については確認しているのか。</p>	<p>○ 報告書の積算内訳書の金額について、添付されている下請け見積り書の金額と比較し確認している。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【利根 排水機電気設備改修工事】</p> <p>○ 3者が無効とのことだが、どのような内容か説明して下さい。</p> <p>○ 低価格入札者が無効となった後に、残った何者かの入札価格が同じになっているが、同額になる事情を教えてください。</p> <p>○ 更新する機器は、盤や変圧器とのことだが、これらの見積り金額は、このような専門業者であれば容易に推理できるということか。</p> <p>○ ルール的な条件から出した金額ということですね。そうすると無効になった3者は何か救いがあったほうがよかったのではないか。</p> <p>○ 形式的に無効ということの意味合いでは、もう少し考慮の幅をもたせる仕組みが必要ではないかと思う。報告書の作成が負担となり無効になることがいいことなのかどうか疑問がある。</p>	<p>○ A者とB者の2者からは、低入札調査報告書の提出に代わる届け出があり無効となりました。低入札価格調査を実施したC者については、事情聴取の結果無効としました。</p> <p>○ 本事案は、1億円未満の工事であるため予定価格を事前公表しており、公表されている予定価格と設計内容から、この工事の調査基準価格を予想することは可能であると考えられます。</p> <p>○ 調査基準価格設定率が90%以上の場合には、90%を調査基準価格とすることとなるので、90%の入札価格が揃っていると考えられます。</p> <p>○ C者からは報告書が提出されたが他の2者からは報告書の提出がありませんでした。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ これだけの業者が調査基準価格と同額で入札してくるということは常識的に考えたら、工事はこれ以下の価格で出来ると推測される。積算基準があるのは承知しているが予定価格の算出方法を考え直した方がいい点があったのではないかと考える。今回も無効となったが、低入札価格調査では、99%とっていいくらい契約に至っていない。業者にとっては、多くの時間を使って報告書を作成すること自体に意義を感じられなくなっているのではないかと思う。もし、そうなっているのであれば、低入札価格調査自体が機能していないと判断せざるを得ないと思う。この工事について個別にどうこうということではなく、低入札価格調査そのもののシステムを考え直した方がよいのではないかと思った。</p> <p>○ 低入札価格調査実施案件一覧では、入札率が50%以下などかなり低い価格の入札がある。業者は、これだけ低い価格であれば低入札価格調査の対象となるのは承知しているはずであるが、なぜこの様な低い価格で入札してくるのか疑問である。</p>	<p>○ 工事の低入札調査基準価格の算定式は、国のモデルに準じている。国では、実態調査の結果を反映し昨年8月に見直しを行い調査基準価格が2%位上がっている。低入札価格調査制度自体の不備などについては、これから内容を見ながら検証していく必要があるのかもしれないが、現時点では、踏み込んだ議論は行っていません。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ この工事は、機器を製作して設置する工事と思われるが、標準的な機器が存在していれば、流通しているもので低価格で購入できるなら入札価格は下がると推測される。</p> <p>製品を納入するだけの作業を工事とした場合には、もう少し考え方が違ってくるのではないかという気がした。</p> <p>○ 既設の機器を設置した業者はわかりますか。</p> <p>○ 低入札価格調査報告書の様式として「契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関連」とあり、「事情聴取の概要」では、関係書類等の写しが添付されていなかったとあるが、これは、すべての工事で必要なのか教えて下さい。</p> <p>○ 工事に必要な資材を置いたり作業をする現場の確保ということで、それについての書類が添付されていなかったということですか。</p> <p>○ 入札参加資格について、本事案では、経常 J V で入札に参加した場合はその構成員はこの入札に参加することが出来ない」とあり、1 番目の事案にはこの文言がないが、その理由はどうか。</p>	<p>○ 本工事は、既設の古いポンプを稼働しながら設置する必要があり、特注品であるため資材価格調査を依頼し、調査の結果に基づいて積算しています。</p> <p>○ ポンプ設備はD者、電気はE者が工事を行っています。</p> <p>○ 現場事務所や資材置場を確保する必要がある場合に必要となるもので、本事案では、提出の必要があったが添付されていませんでした。</p> <p>○ 位置図は添付されていましたが、権限に関する書類が添付されていませんでした。</p> <p>○ 1 番目の案件は、工種が鋼構造物であり、鋼構造物に関しては、経常 J V が存在しません。本事案は、工種が電気であり経常 J V が存在するためこの様な記載があります。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 低入札価格調査実施案件一覧の中で、調査基準価格すれすれで無効になったケースだが、例えば、8番は、約8万円差のために、20何種類もの低入札調査報告書を出さなければならない。それでいいのかということを感じる。積算内訳書を提出させて問題がなければ、契約して構わないケースではないだろうかと思う。低入札だから全部一律のことをやるのではなく、工夫して低入札が活きるような使いやすい低入札価格調査制度を考えて欲しいと思った。使い易さをもっと追究して欲しい。</p> <p>○ 1番目と2番目の事案については不明な点はいろいろあったが、質問した結果いろいろなことがわかってきた。ありがとうございました。</p>	

意見・質問	回 答
<p>事案3 指名競争入札 【海岸災害復旧工事(23災海第37号その2)】</p> <p>○ 入札に参加した12者全てが予定価格を超過した場合どうなるか。</p> <p>○ 予定価格は、何円単位で丸めているのか。</p> <p>○ 指名業者推薦書の客観点数、主観点数はどのように付けているのか。</p> <p>○ 落札に係る金額には無関係で、格付けを決めるための点数ということですね。 総合点数が一番低い者が落札しているが、何か関係があるのか。</p> <p>○ 客観点数、主観点数は、業者はわかっているのか。</p> <p>○ 震災関係の災害復旧工事として指名競争入札で発注したものは、落札率が高いように思うが、手続きを簡素化したことが影響しているのか。</p>	<p>○ 12者全てが予定価格を超過した場合は、再入札を1度だけ行います。その結果また、全者が予定価格超過、もしくは、辞退の場合は、不調として入札を取りやめます。 この場合は、設計書の見直し、もしくは、指名業者を変更し再度入札を実施します。</p> <p>○ 税抜きで1万円単位で丸めています。</p> <p>○ 客観点数は、経営事項審査の評価値で、国土交通省が決めた全国共通の付け方になっており、主観点数は、県独自に企業を評価した点数となっています。 これらの合計点数で格付けを決めており、現在の名簿では、総合点数1,080点以上が格付等級Aとなっています。</p> <p>○ 特に関係はありません。指名競争入札の場合は、価格競争になるので、価格が一番安い者が落札者になります。</p> <p>○ わかっています。</p> <p>○ 手続きの簡素化により発注した案件が28件ありますが、平均落札率は、91.7%であり、決して高い数字ではありません。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 指名業者推薦書と実際の指名との関係を説明して下さい。</p> <p>○ 請負契約書の契約保証金は、業者が預ける金額ということか。</p> <p>○ 1番目の事案の契約書には、免除すると書いてあり、本事案は金額が書かれている。指名通知書には、契約保証金に関しては、契約書（案）によると書いてあるが、どういう基準で運用されているのか教えて下さい。また、契約書（案）には、金額が明示されていたのか教えて下さい。</p> <p>○ 現金や証券など金銭的な動きがあるのか。</p> <p>○ 指名通知書では契約保証金の金額は予め業者はわかっているのか。契約書（案）によると書いてあるが、金額は予め書かれているのか。</p> <p>○ 指名通知書に、契約書（案）によると記載されているのはどうなのかなと思う。</p> <p>○ 本事案の外に被災した海岸で工事を行っているところはあるのか。</p>	<p>○ 予定価格1億円以上の案件は、県庁の指名業者選定審査会での審査となります。発注事務所と主務課長が案を作成し、これを審査会にかけて指名業者を決定します。</p> <p>○ 契約金額の10%を保証金として、保証会社等の保険に入ることになっています。</p> <p>○ 100万以上の建設工事に関しては、契約保証金を徴することとなっています。1番目の事案の場合は、金銭を10%納付するのではなく、履行保証をする保険の加入によって代用していると思われます。本事案については、契約保証金という形になっています。</p> <p>○ 5種類の方法がありますが、保証会社が補償する保険のかたちが一番多くなっています。</p> <p>○ 入札参加者には予め入札約款を示しており、この中に契約に至った場合は、請負金額の10%を契約保証金とすることを明示しています。</p> <p>○ 浦安海岸の外に東沿岸においても被災を受けていますので工事を行っております。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【寒川第一宿舍解体(アスベスト撤去)工事】</p> <p>○ アスベストが含まれているということだが、解体工事着手以前はどうなっていたのか。</p> <p>○ 「とび」という業種の発注は、比較的多いのか。</p> <p>○ 工事内訳書の中では、解体後のがれき処理はどうなっているか。</p> <p>○ 本事案の予定価格は、事前公表ですか。</p> <p>○ 指名通知書に、設計図書貸出し申込予約受付期間とあるが、そもそも設計図書は貸し出していないのか。</p> <p>○ 契約書の工事内訳書の詳細なものは添付していないのか。</p> <p>○ 内訳書の金額の算出方法が見たい時に見られるように、意図的に添付していないと思われぬように、出来るだけ詳細なものを添付した方が良い。</p>	<p>○ 平成22年度に実施した調査の結果、アスベストが見つかり、平成22年度中に応急処置としてビニールで覆いました。</p> <p>○ 解体工事は、「とび」の業種になります。解体工事の外、看板設置、転落防止柵設置、杭打ち等幅広くなっております。</p> <p>○ 直接工事費内訳書の中に、発生材処分として計上しています。</p> <p>○ 事前公表です。</p> <p>○ 設計書は事前に貸出しています。業者が同じ時間に来ないように、予め事前に貸出しの予約の受け付けを行い時間を設定しています。</p> <p>○ 工事内容の概要が分かるところまでの資料は添付しているが、詳細な部分についてはページ数も多くなることから省略させていただいています。</p> <p>○ 工事内訳書については、金抜き設計書を添付することとしています。数量等については出来るだけ詳細な部分まで添付するよう今後工夫していきます。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【手賀沼終末処理場 汚泥焼却配管緊急改修工事】</p> <p>○ 技術的にどんな工事内容か説明して下さい。</p> <p>○ 落札率が98%と高いが、設計金額は提示するのか。</p> <p>○ 審議事案一覧の随意契約案件の中には落札率が100%のものが相当あるがどうということか。</p> <p>○ 落札率が100%になるというのは、工事が易しいと考えてよいのか。</p> <p>○ 随意契約理由に、既存の設備を熟知しているとあるが、単に迂回路を作っただけで難しい工事ではないように思えるがどうか。</p> <p>○ 今後、修繕工事を実施する場合には、A者にやってもらうことになるのか。</p>	<p>○ 既存の施設では焼却灰に処理すると放射線量が30倍に濃縮され場外搬出が出来ません。焼却灰にする前の状態であれば場外搬出が可能ですが、取り出す配管がないため、配管を改造し排出口を設ける工事です。</p> <p>○ 提示しません。</p> <p>○ 歩掛り、単価は公表されておりますので、複雑な設計書でなければ数量と標準的な単価から設計金額が正確に出せるものもあります。</p> <p>○ 工事が易しいということではなく、積算が易しいと考えていただきたい。</p> <p>○ 焼却炉関係のプラントを発注する場合には仕様を決めて発注しています。機械類そのものは各々の企業が自社開発したものを入れているため汎用性がありません。工事を行ったプラントメーカーが精査して改修する必要があります。</p> <p>○ 今回は、緊急に対応が必要な工事としてA者と随意契約しました。 修繕工事であっても、全面改築となる場合には、競争入札となります。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ この事案は、早く行う必要があつて随意契約しているが、通常の入札で行った場合と比較すると、契約までの期間はどのくらい違うのか。</p> <p>○ 工期が7月13日から11月30日までの4ヶ月半となっている。この期間は、稼働していないのか。</p> <p>○ 8月中旬までの、稼働していない期間は、どうしていたのか。</p> <p>○ 随意契約になる場合は、特定の業者しか工事が出来ないということが大きな理由となる。最初の発注の際に、もっとオープンな条件の仕様でやる必要があるのではないか。クローズドの条件をできるだけなくす必要がある。広い目で見ると開放的にしていく努力をした方が、いい面が出てくると思う。</p> <p>最初の発注そのものとその後の取り扱いについて考えるべきと思うがどうでしょうか。</p> <p>○ 放射線量が国の示す基準値を超えたという状況は、いつごろ確認されたのか。</p>	<p>○ 2～3週間違います。</p> <p>○ 工期は11月30日までだが、第1弾として暫定工事を8月中旬までに実施しています。暫定工事を行ったうえで、本工事を行っています。</p> <p>○ 暫定配管が出来るまでは、焼却処理を行い焼却灰を処理場内の空地に保管していました。</p> <p>○ 設備系の工事であっても新規設置であれば競争入札でやっています。既存の施設の修繕関係の工事となると、初めに設置した業者がノウハウを持っているということになります。</p> <p>今回は、5号随契ということで緊急性のためノウハウを持っている業者と随意契約しましたが、特に随意契約に値する事情がない案件については競争入札としています。</p> <p>○ 6月16日に国が指針を示し、早速、焼却灰を測定した結果放射線量は2万5百ベクレルでした。</p> <p>8千ベクレル以下については処分場で埋立てして良いという内容であったことから、焼却処理して出せないため、汚泥の状態で搬出することとしました。</p>

委員講評

- 低入札価格調査については、基準を作る必要があり、国の基準を千葉県で取り入れるというのはナチュラルな方法ではあると思う。

しかし、これまで伺っている中では、低入札価格調査の対象となった案件のうち、2、3件しか契約に至っていない。業者の方でも報告書を出すメリットが無いと考えるのか、契約に至るものが少なくなっている気がする。

国はなぜ低入札価格調査基準を最初に作ったのか、国では契約に至っているものがどのくらいあるのだろうかという疑問を持っている。

国や他県での状況はどうか、教えて頂けたらと思います。

- 低入札価格の入札については調査を実施するという事を承知しながら、相当安い価格で応札することについてどういう問題があるのかを考えると、役所側の積算の見直しの必要があるのか、低入札の価格が県民が望んでいる価格であるのかとも考えることができる。

調査を実施して安くても確実にできる、あるいは別の手立てを講じることによってこの金額でできるのであるならば、低価格での入札が例外的には出てくるのではないかという気がした。

- 低入札に関して一定の調査システムを設けることは必要だということはわかる。

しかし、全部が全部いい加減な低入札ではなく、中には特定の事情がありきちんとした工事を安く出来る低入札もあるはずである。

低入札を調査するシステムは、そこをどうやって見分けるかということが大事である。多くの資料を要求し、書式どおり揃っているかどうかを見るのではどうなのかなと思う。ハードルをもっと下げてもよい事案もあるはずである。工事費の中の一般管理費は、調査基準価格を算出する際にも率が低くてもよいようにしているのだから、同じ入札額でも内訳が違ったら低入札調査の扱いが違ってよいのではないかと思う。最初から資料を全部出させるのではなく、積算が分かるものを取りあえず先に出させて、積算上問題が無かったら契約してもよいケースもあるかもしれないと思う。

低入札価格調査実施案件の中にある工事では、調査基準価格より約8万円、0.9%低いだけのものがあるが、このために20何種類の資料を出させることが適切なのかどうか強く感じる。

もっと細かい対応の仕方を考え、なるべく利用できるシステム、使いやすいシステムを是非考えていただきたい。

- 総合評価方式が実効性のあるものかどうかを、今後も検討していくべきであると思う。総合評価の仕組みそのもの、評価の方法そのものについての検討が必要である。本当によい業者の能力を活用するにはどうしたらよいか考えるべきであると思う。
- 随意契約については、落札率が一般的に高いことがノウハウ料なのかなとも思うが、何らかの形で改善しないと、随意契約は高い契約をしているという評価につながるのではないかと思う。落札率が100%の案件が多いと申し上げたが、検討課題であると思う。
- 低入札価格調査実施案件の表について、無効と失格の区別がわかりにくく表を見るのが難しいことから、わかりやすくなるよう工夫をして頂きたい。
低価格の入札は、良いものが出来ない恐れがあるのかもしれないが、経過を観察して、結果まで観察するような仕組みをどこかで作ることが出来ないだろうかということ考えた。